



## 京都市地球温暖化対策条例に規定する事業者の義務に係る報告書類及び 平成 24 年度の京都市役所からの温室効果ガス排出量について

京都市地球温暖化対策条例に規定する特定事業者及び自動車販売事業者の義務に係る報告書類並びに平成 24 年度の京都市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量を取りまとめましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 京都市地球温暖化対策条例に規定する事業者の義務に係る報告書類について

##### (1) 平成 24 年度の特定事業者の事業者排出量削減報告書等

##### ア 温室効果ガス排出量

特定事業者は、条例の規定に基づき平成 23 年度～平成 25 年度の計画期間における温室効果ガス排出量削減計画を記載した削減計画書を提出するとともに、計画期間の各年度の排出量及び削減するための取組等を記載した削減報告書を提出することとしています。

〈条例第 27 条第 1 項、第 30 条第 1 項〉

この度、計画期間第 2 年度の報告として、特定事業者（149 者）から提出された平成 24 年度の削減報告書を集計した結果、温室効果ガス総排出量は約 173 万トンで、特定事業者が自ら計画した削減目標を約 4.7% 上回って達成しています。

部門別では、産業部門においては、削減目標に対し約 9.9%、運輸部門においては約 4.6%、業務部門においては約 2.6%それぞれ上回っており、すべての部門において削減目標を達成しています。

表 1 平成 24 年度の温室効果ガス排出実績

(単位：万トン-CO<sub>2</sub>)

部門	事業者数 (者)	平成 24 年度 温室効果ガス排出量			(参考)	
		目標値	実績排出量	実績－目標値 増減率 (%)	基準年度 排出量 <sup>注</sup>	平成 24 年度 －基準年度 増減率(%)
合計	149	181.0	172.5	▲4.7	186.2	▲7.4
産業部門	36	43.4	39.1	▲9.9	44.7	▲12.5
運輸部門	25	37.2	35.5	▲4.6	37.8	▲6.1
業務部門	88	100.5	97.9	▲2.6	103.7	▲5.6

注：基準年度排出量は、原則平成 20～平成 22 年度の 3 年平均値を採用し、事由がある場合のみ平成 22 年度単年度の実績値である。

提出された報告書から、産業部門では、各施設で高効率な空調、照明設備等の導入が進み、排出量が削減されていると考えられます。

運輸部門では、主にタクシーの減車に伴う走行距離の減少に加え、事業者の駅及び営業所における節電等の実施により排出量が削減されたと考えられます。

業務部門では、床面積の増加等により全体の排出量が増加傾向にあっても、設備の運用管理、節電の実施により排出量が削減されたと考えられます。

なお、すべての部門において、原単位当たりの温室効果ガス排出量<sup>\*</sup>が基準年度と比較して削減されています。

<sup>\*</sup>原単位当たりの温室効果ガスの排出量：温室効果ガスの排出量を経済活動量で除したもの。各部門の経済活動量の例として、産業：出荷額、運輸：走行距離、業務：延床面積等が挙げられる。

温室効果ガス排出量削減に対する取組として、多くの事業者によって、排出量削減のために節電をはじめとした多様な省エネルギーの取組が実施されました。

**表 2 部門別の主な温室効果ガス排出量削減取組内容**

部門	主な取組内容	
産業部門	空調設備	高効率機器への更新
	照明設備	LED 照明への切り替え
	生産性	生産設備の台数制御
運輸部門	自動車運送事業	エコドライブ等の適正な運転管理
	鉄道事業	高効率車両の導入
業務部門	空調設備	適正な運転管理
	照明設備	不要な照明の間引き

## イ 特定事業者の環境マネジメントシステム導入状況

特定事業者は、主たる事業所等に環境マネジメントシステムを導入し推進するとともに、その内容を記載した報告書を提出することとしています。

なお、未導入の特定事業者は、平成 25 年度末までに導入することとしています。

〈条例第 22 条第 1 項，第 2 項〉

特定事業者から提出された平成 24 年度の環境マネジメントシステム導入報告書を集計した結果、110 者の特定事業者が導入済となっており、平成 23 年度の 101 者から増加しています。

環境マネジメントシステムを導入している事業者は、未導入の事業者と比較して、温室効果ガス排出量の削減効果が認められます。

## ウ 特定事業者のエコカー購入状況

特定事業者は、平成23年度～平成25年度の計画期間に新たに自動車を購入又はリースする場合、温室効果ガスを排出しない又は排出の量が相当程度少ない自動車（エコカー）の割合を50%以上とするとともに、購入実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第23条第1項、第2項〉

特定事業者から提出された平成24年度の新車購入等報告書を集計した結果、新たに自動車を購入等した64者のうち56者が50%以上のエコカー購入割合を達成しています。特定事業者が新たに購入等した全体の台数に対するエコカーの割合は約78%で、平成23年度の64%から増加しています。

## (2) 平成24年度の自動車販売事業者の新車販売実績報告書

本市内において自動車の販売を業とする者（自動車販売事業者）は、自動車環境情報を説明しエコカーの提供に努めるとともに、エコカーの販売実績を記載した報告書を提出することとしています。

〈条例第25条第1項、第2項、第3項〉

自動車販売事業者から提出された平成24年度の新車販売実績報告書の集計結果は以下のとおりでした。

### ア 販売台数

新車の全販売台数は約5万2千台であり、そのうちエコカーの販売台数は約3万9千台で全販売台数に占めるエコカー販売台数割合は約75%でした。23年度と比較して、エコカーの販売台数、割合ともに増加しています。

### イ 平均燃費

ガソリン、軽油及び液化石油ガスを燃料とする自動車の平均燃費は、19.0km/lであり、そのうちエコカーの平均燃費は22.2km/lでした。23年度と比較して、全体平均燃費及びエコカー平均燃費ともに向上しています。

表3 平成24年度の新車販売実績

年度	実績報告数	全販売台数 (台)	エコカー販売台数 (台)	エコカー販売割合 (%)	ガソリン、軽油、液化石油ガスを燃料とする自動車	
					全体平均燃費 (km/l)	エコカー平均燃費 (km/l)
24年度	26	51,704	38,578	74.6	19.0	22.2
(参考) 23年度	27	47,691	30,857	64.7	18.8	21.1

### (3) 報告書類の公表

特定事業者から提出された事業者排出量削減報告書、環境マネジメントシステム導入報告書、新車購入等報告書及び自動車販売事業者から提出された新車販売実績報告書は、以下の方法で公表します。

#### ア 報告書類写しの閲覧

閲覧場所 環境政策局地球温暖化対策室  
(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地)

#### イ ホームページへの掲載

平成 25 年 12 月 26 日(木)から、当室のホームページにて掲載します。

URL [http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0\\_16.html](http://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/soshiki/5-7-0-0-0_16.html)

#### (参考 1) 特定事業者の該当要件

次に掲げる要件のいずれかに該当した者を「特定事業者」としています。

- ①原油に換算して年間 1,500 キロリットル以上のエネルギーを使用するもの。
- ②自動車や鉄道で大規模に運送事業を営む事業者  
(トラック又はバス 100 台以上, タクシー150 台以上, 鉄道車両 150 両以上)
- ③その他に一定要件以上の温室効果ガスを発生させる事業者  
(二酸化炭素換算で, 年間 3,000 トン以上)

#### (参考 2) 特定事業者・自動車販売事業者におけるエコカーの定義

エコカーとは、以下の各号のいずれかに該当するものをいいます。

- ① 温室効果ガスを排出しない自動車
  - ・電気自動車
  - ・燃料電池自動車
- ② 温室効果ガスの排出の量が相当程度少ない自動車
  - ・プラグインハイブリッド自動車
  - ・天然ガス自動車
  - ・ガソリン自動車：平成 27 年度燃費基準達成車 等
  - ・軽油自動車：平成 27 年度燃費基準 25%向上達成車 等
  - ・液化石油ガス自動車：平成 22 年度燃費基準達成車

#### (参考 3) 自動車販売事業者における新車の定義

新車とは、自動車検査証の交付を受けたことがない普通自動車、小型自動車及び軽自動車のうち、型式の指定を受けたものであって、次の各号のいずれかに該当するもの（二輪の自動車及び被けん引自動車を除きます。）をいいます。

- ① 人の運送の用に供する自動車で、乗車定員が 10 人以下のもの
- ② 貨物の運送の用に供する自動車で、車両総重量が 3.5 トン以下のもの

## 2 平成 24 年度の京都市役所からの温室効果ガス排出量について

本市は、市内において最も温室効果ガス排出量が多い特定事業者として、京都市役所の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減を図るため、「京都市役所 CO2 削減率先実行計画」に基づき取組を進めています。平成 24 年度の京都市役所における温室効果ガス排出量は以下のとおりです。

### 京都市役所 CO2 削減率先実行計画の概要

計画期間	平成 23 年度～平成 32 年度	
削減目標	温室効果ガス排出量を平成 16 年度比 25%削減	
削減目標を設定する事務事業の区分	事務系	事業系, 市民サービス系に属さない, その他全ての事務事業
	事業系	廃棄物処理事業, 市場運営事業, 上下水道事業
	市民サービス系	交通事業, 文教施設, 学校・園, 運動・公園等施設, 福祉施設, 保健衛生施設など

#### (1) 総排出量

平成 24 年度における京都市役所からの温室効果ガス総排出量は、409,646 トンで、基準年度に比べて 97,231 トン（19.2%）減少しています。

また、前年度に比べて 8,942 トン（2.1%）減少しています。

表 4 温室効果ガスの総排出量及び部門別排出量 (単位：トン - CO<sub>2</sub>)

年度	基準年度	前年度	当年度		目標年度	
	平成16年度	平成23年度	平成24年度	基準年度比較	前年度比較	平成32年度
総排出量 (削減効果量差引後)	506,877	418,588	409,646	▲ 97,231 ▲ 19.2 %	▲ 8,942 ▲ 2.1 %	377,018 ▲ 25.6 %
部門別排出量計 (削減効果量差引前)	524,769	436,532	430,140	▲ 94,629 ▲ 18.0 %	▲ 6,392 ▲ 1.5 %	400,110 ▲ 23.8 %
事務系	18,479	16,470	15,921	▲ 2,558 ▲ 13.8 %	▲ 549 ▲ 3.3 %	15,989 ▲ 13.5 %
事業系	369,817	283,779	280,959	▲ 88,858 ▲ 24.0 %	▲ 2,820 ▲ 1.0 %	253,064 ▲ 31.6 %
市民サービス系	136,473	136,283	133,260	▲ 3,213 ▲ 2.4 %	▲ 3,023 ▲ 2.2 %	131,057 ▲ 4.0 %
削減効果量	17,892	17,944	20,494	2,602 14.5 %	2,550 14.2 %	23,092 129.1 %
ごみ発電	17,892	17,944	20,494	2,602 14.5 %	2,550 14.2 %	21,344 119.3 %
バイオガス発電	—	—	—	—	—	1,748 —

#### (2) 部門別排出量

部門別排出量について、事務系部門はエネルギーの種類別に区分し、事業系及び市民サービス系部門は、事務事業を分野ごとに区分し、取り組んでいます。各部門の排出量は次のとおりです。

## ア 事務系部門

平成 24 年度における事務系部門からの温室効果ガス排出量は、15,921 トンであり、基準年度に比べて 2,558 トン（13.8%）減少、前年度に比べて 549 トン（3.3%）減少しました。

<基準年度からの主な減少要因>

環境マネジメントシステムの認証取得・運用等の省エネ・省資源の取組推進

<前年度からの主な減少要因>

平成 23 年度からの夏季及び冬季の「オール市役所で率先実行する節電対策」（以下、「節電対策」という。）の強化 等

表 5 事務系部門からの温室効果ガス排出量 (単位：トン - CO<sub>2</sub>)

年度	基準年度	前年度	当年度		目標年度	
	平成16年度	平成23年度	平成24年度	基準年度比較	前年度比較	平成32年度
合計排出量	18,479	16,470	15,921	▲ 2,558 ▲ 13.8 %	▲ 549 ▲ 3.3 %	15,989 ▲ 13.5 %
施設の利用	16,332	14,234	13,691	▲ 2,641 ▲ 16.2 %	▲ 543 ▲ 3.8 %	13,940 ▲ 14.6 %
自動車等の走行	2,147	2,236	2,230	83 3.9 %	▲ 6 ▲ 0.3 %	2,049 ▲ 4.6 %

## イ 事業系部門

平成 24 年度における事業系部門からの温室効果ガス排出量は、280,959 トンであり、基準年度に比べて 88,858 トン（24.0%）減少、前年度に比べて 2,820 トン（1.0%）減少しました。

<基準年度からの主な減少要因>

クリーンセンターで焼却するごみ量及びこれに含まれるプラスチック量の減少（家庭ごみ有料指定袋制の導入，プラスチック製容器包装の分別収集全市拡大及び業者収集ごみ透明袋制の導入等による。）

<前年度からの主な減少要因>

節電対策の強化 等

表 6 事業系部門からの温室効果ガス排出量 (単位：トン - CO<sub>2</sub>)

年度	基準年度	前年度	当年度		目標年度	
	平成16年度	平成23年度	平成24年度	基準年度比較	前年度比較	平成32年度
合計排出量	369,817	283,779	280,959	▲ 88,858 ▲ 24.0 %	▲ 2,820 ▲ 1.0 %	253,064 ▲ 31.6 %
廃棄物処理事業	233,359	165,746	164,876	▲ 68,483 ▲ 29.3 %	▲ 870 ▲ 0.5 %	132,560 ▲ 43.2 %
市場運営事業	8,836	8,451	8,048	▲ 788 ▲ 8.9 %	▲ 403 ▲ 4.8 %	7,739 ▲ 12.4 %
上下水道事業	127,622	109,582	108,035	▲ 19,587 ▲ 15.3 %	▲ 1,547 ▲ 1.4 %	112,765 ▲ 11.6 %

## ウ 市民サービス系部門

平成 24 年度における市民サービス系部門からの温室効果ガス排出量は、133,260 トンであり、基準年度に比べて 3,213 トン（2.4%）減少、前年度に比べて 3,005 トン（2.2%）減少しました。

<前年度からの主な減少要因>

節電対策の強化 等

表 7 市民サービス系部門からの温室効果ガス排出量（単位：トン - CO<sub>2</sub>）

年度	基準年度	前年度	当年度		目標年度	
	平成16年度	平成23年度	平成24年度	基準年度比較	前年度比較	平成32年度
合計排出量	136,473	136,265	133,260	▲ 3,213 ▲ 2.4 %	▲ 3,005 ▲ 2.2 %	131,057 ▲ 4.0 %
交通事業 <sup>※1</sup>	70,647	72,534	71,850	1,203 1.7 %	▲ 684 ▲ 0.9 %	71,168 0.7 %
学校・幼稚園 <sup>※2</sup>	19,261	21,480	21,289	2,028 10.5 %	▲ 191 ▲ 0.9 %	19,813 2.9 %
文教施設	14,981	14,377	12,344	▲ 2,637 ▲ 17.6 %	▲ 2,033 ▲ 14.1 %	13,508 ▲ 9.8 %
運動・公園等施設	9,703	9,981	9,660	▲ 43 ▲ 0.4 %	▲ 321 ▲ 3.2 %	9,467 ▲ 2.4 %
福祉施設	17,425	14,214	14,571	▲ 2,854 ▲ 16.4 %	357 2.5 %	13,680 ▲ 21.5 %
保健衛生施設	4,456	3,679	3,546	▲ 910 ▲ 20.4 %	▲ 133 ▲ 3.6 %	3,421 ▲ 23.2 %

※ 1 平成20年1月に京都市営地下鉄東西線の二条駅－太秦天神川間が開通

※ 2 平成16年度から平成18年度にかけて、全市立小・中学校の冷房化を実施